



労働保険事務組合に関する数字のまとめ表

確実に覚えてください。

内容	数字
① 認可申請書又は添付書類に変更があった場合	14日以内（翌日起算）
② 業務を廃止する場合 （労働保険事務組合が事務組合の業務を廃止）	60日前
③ 労働保険の委託を予定している事業所数（認可基準）	30以上
④ 運営実績（認可基準）	2年以上
⑤ 委託事業主の規模（常時使用労働者数）下記参照	50人以下
	100人以下
	300人以下
⑥ 「労働保険事務等処理委託事業主名簿」 「労働保険料等徴収及び納付簿」	3年間 （帳簿の保存期間）
⑦ 「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」	4年間 （帳簿の保存期間）
⑧ 報奨金の要件	7月10日
	常時15人以下
	100分の95以上
⑨ 報奨金の額	1,000万円
⑩ 報奨金の額 委託事業に係る前年度の労働保険料の額× $\frac{2}{100}$ +厚労省 で定める額	$\frac{2}{100}$
⑪ 報奨金の交付申請の納期限	10月15日

■委託事業主の規模（常時使用労働者数）

使用労働者数 常時50人以下	使用労働者数 常時100人以下	使用労働者数 常時300人以下
金融業、保険業、不動産業、 小売業	卸売業、サービス業	その他